

検討課題「意見の申立て」の検討について（案）

（「これまでの審議状況」抜粋）

(7) 意見の申立て

- 評価結果を確定する前に、透明性・公正性・正確性を確保するため、その内容をそれぞれの国立大学法人等に通知した上で、意見の申立てを受ける。意見の申立てへの対応や、その時期についての具体的なスケジュール及び手続きについては、検討する。

◇ 意見の申立てへの対応方法

- (1) 機構の行う教育研究の状況に関する評価結果案については、評価の透明性・公正性・正確性を確保するため、それぞれの国立大学法人等に通知した上で、意見の申立てを受ける。
- (2) 意見の申立ては、国立大学法人等が、自己評価書の内容又は根拠資料もしくはデータに対する事実誤認等に基づく評価結果案になっていると判断する場合に、行うことができるものとすることが考えられる。
- (3) 意見の申立てへの対応に際し、機構での評価に関する検討経緯を十分に把握した者による内容の検討が不可欠であること、一方、評価の公正性を確保するためには、当該国立大学法人等の評価に直接携わらなかった者による検討も必要であること、さらに、意見の申立てに対して検討し、評価結果を決定するまでの期間が非常に限られていることを考慮する必要がある。
このため、申立ての内容への対応については、国立大学教育研究評価委員会の下に設置する審査会において、当該国立大学法人等の評価を担当した部会の意見を聴取した上で審議し、その結果について委員会が決定することが考えられる。
- (4) 国立大学法人等からの意見の申立ての内容及びそれに対する機構の対応については、評価の透明性を確保する観点から、確定した評価結果と併せて公表する。

◇ 意見の申立ての実施時期及び手続き

- (1) 意見の申立ての実施時期については、機構における評価方法とそれに要する期間、文部科学省の国立大学法人評価委員会への評価結果の提供時期、及び国立大学法人等における検討に要する期間を考慮する必要があることから、法人評価全体のスケジュールの中で検討する。
- (2) 国立大学法人等へ評価結果案を通知した後、最終的な評価結果を確定するまでの期間は非常に限られたものとなるのが想定されるので、意見の申立ての機会は1度とし、その手続きは書面により行うことを基本とすることが考えられる。